

令和 2 年 2 月 7 日
北区危機管理対策本部

北区新型コロナウイルス感染症対応方針

国内で感染が確認されている「新型コロナウイルス感染症」は、北区における危機管理上の重大な課題との認識のもと、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症への対応方針を決定する。

記

- 1 区民の安全で安心な生活を維持するため、新型コロナウイルス感染症による健康への影響を可能な限り抑制することを基本方針とする。
- 2 この基本方針の達成のため、全庁が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととし、次の措置を講ずる。
 - (1) 区民に対し、正確な情報を迅速に提供するとともに、的確な相談対応を行い、区民の不安解消に努めること。
 - (2) 医療機関等との密接な連携のもと、適切な検査及び医療体制の確保等を行い、感染の抑制に努めること。
 - (3) 必要に応じて、区施設等において、区民等に対し感染予防に関する周知を図ること。
 - (4) 引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報の収集に努めるとともに、国・東京都・関係機関と密接な連携を図って対応していくこと。
 - (5) 北区新型インフルエンザ等対策行動計画における対策を基本としつつ、今後の国内における新型コロナウイルス感染症の状況の変化に対応し、適宜必要な対策を実施していくこと。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大状況に応じ、窓口等における職員・利用者の感染予防に必要な配慮を行うこと。